

川崎市環境行動事業所の認定に係る審査基準に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号。以下「規則」という。）第29条（1）ウ「第64条第2項の規定にかかわらず、条例第73条第1項に規定する環境負荷低減行動計画を2年間の計画期間で策定し、かつ、計画期間終了後に当該計画に係る取組状況を市に報告する者であって、当該計画及び当該取組状況が環境の保全に特に資する取組を実施する、又は実施したものとして市長が認めるものが設置する指定事業所であること。」に基づいて申請された環境行動事業所の認定に際し、川崎市行政手続条例（平成7年条例第37号）第5条に規定する審査基準を定めるものである。

(定 義)

第2条 この規程における用語の定義は、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 指 針 環境負荷低減行動計画に関する指針（川崎市告示第39号）をいう。
- (2) 計画書 規則第65条第2項で規定する環境負荷低減行動計画書第26号様式付表1～3をいう。
- (3) 報告書 規則第65条第2項で規定する環境負荷低減行動計画書第26号様式付表4をいう。

(審査基準)

第3条 環境行動事業所の認定に係る審査の基準は次のとおりとする。

- (1) 指針別表第2の対象事項「その他環境負荷の低減」1～3に係る配慮項目については、必ず取り組んでいなければならない。
- (2) 環境行動事業所の認定を受けたいと申請する事業者は、計画書の取組状況において「今後の配慮項目」の指数が8割を超えていなければならない。
- (3) 環境行動事業所の認定を受けた事業者は、報告書の「計画期間に取り組んだ配慮項目」の指数が8割を超えていなければならない。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。